

人閣議 第九三号

案 平成二年五月七日

上奏可決(開票) 平成二年五月八日

施行 平成二年五月一〇日

内閣総理大臣

内閣官房長官 王五

内閣参事官 三

長谷川国務大臣

山本国務大臣

緒貫国務大臣

北川国務大臣

中山国務大臣

武藤国務大臣

奥田国務大臣

佐藤国務大臣

橋本国務大臣

大野国務大臣

相沢国務大臣

坂本国務大臣

保利国務大臣

深谷国務大臣

石川国務大臣

塙崎国務大臣

津島国務大臣

塙原国務大臣

大島国務大臣

砂田国務大臣

検事総長に任命する

検事長 簡榮一

一級に叙する

内閣

検事長に任命する

次長 検事 根岸重治

一級に叙する

検事長 前田宏

検事長に任命する

検事長 前田宏

一級に叙する

検事長 前田宏

願に依り本官を免ずる

検事長 前田宏



検事総長 前田 宏
願により本官を免ずる

(平成2年5月10日付け)

法務省入任第1070号
平成2年4月23日

内閣総理大臣 殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、閣議の上、発令願います。

なお、本件は、検事総長前田宏の退官に伴い、その後任に東京高等検察庁検事長覧榮一を、その後任に次長検事根岸重治をそれぞれあてようとするものであります。

記

東京高等検察庁検事長 検事長 覧 榮 一
検事総長に任命する
一級に叙する

次長 検事 根岸 重治
検事長に任命する
一級に叙する

法務省

府中納

策

卷二

算 榮 一

履歴書用紙										外務省	最高裁判所		
年	月	日	事	項	法務省	府	名						
"	"	"	"	"	"	"	"	保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国					
における合衆國軍隊の地位に関する協定第二十五条													
による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分													
科委員会日本側代表の委嘱を解く													
"	"	"	"	"	"	"	"	司法修習生考試委員会委員を委嘱する					
"	"	"	"	"	"	"	"	公証人審査会委員に併任する					
"	"	"	"	"	"	"	"	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
併任の期間は昭和五十一年十二月三十一日までとする													
"	"	"	"	"	"	"	"	最高検察庁検事に配置換する					
"	"	"	"	"	"	"	"	法務大臣官房人事課長に充てる					
"	"	"	"	"	"	"	"	法務大臣官房人事課長に充てる					
"	"	"	"	"	"	"	"	併任の期間は昭和五十二年十二月三十一日までとする					
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する													
"	"	"	"	"	"	"	"	事務代理を命ずる					
事務代理の期間は昭和五十二年七月十日までとする													
"	"	"	"	"	"	"	"	事務代理を命ずる					
"	"	"	"	"	"	"	"	公証人審査会委員に併任する					
"	"	"	"	"	"	"	"	法務大臣官房人事課長に充てることを解く					
"	"	"	"	"	"	"	"	法務省人事管理官を免ずる					
"	"	"	"	"	"	"	"	公証人審査会委員の併任を解除する					
"	"	"	"	"	"	"	"	法務省共済組合運営審議会委員を免ずる					
"	"	"	"	"	"	"	"	青少年問題審議会幹事に任命する					
"	"	"	"	"	"	"	"	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く					
"	"	"	"	"	"	"	"	佐賀地方検察庁検事正に配置換する					
"	"	"	"	"	"	"	"	青少年問題審議会幹事を免ずる					
内閣	法務省	最高裁判所	内閣	内閣	"	"	"						

範 樣 一

履歴書用紙										法務省	最高裁判所
年	月	日	事	項	内閣	最高裁判所	法務省				
昭和五十九年一月一一日までとする										最高裁判所	最高裁判所
出張期間は昭和五十八年九月二十三日から同年十月十八日までとする										最高裁判所	最高裁判所
エジプト、オランダ及びデンマークの各国へ出張を命ずる										最高裁判所	最高裁判所
法制審議会幹事の併任を解除する										最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる										最高裁判所	最高裁判所
法務審議会刑事法部会委員に併任する										最高裁判所	最高裁判所
法務省刑事局長に充てる										最高裁判所	最高裁判所
検察官適格審査会予備委員に任命する										最高裁判所	最高裁判所
副検事選考審査会委員に併任する										最高裁判所	最高裁判所
法務審議会少年法部会委員に併任する										最高裁判所	最高裁判所
法制審議会幹事に併任する										最高裁判所	最高裁判所
検察官適格審査会予備委員に任命する										最高裁判所	最高裁判所
司法修習生考試委員会委員を委嘱する										最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する										最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所刑法部会委員を命ずる										最高裁判所	最高裁判所
動物保護審議会幹事に任命する										最高裁判所	最高裁判所
大韓民国へ出張を命ずる										最高裁判所	最高裁判所
出張期間は昭和五十九年九月二十四日から同月三十日までとする										最高裁判所	最高裁判所
法務審議会刑事法部会委員に併任する										最高裁判所	最高裁判所
亮春対策審議会幹事に任命する										最高裁判所	最高裁判所
第百二回国会政府委員を命ずる										最高裁判所	最高裁判所
自然環境保全審議会幹事に任命する										最高裁判所	最高裁判所
第百三回国会政府委員を命ずる										最高裁判所	最高裁判所
法務事務次官に任命する										最高裁判所	最高裁判所
法務省	"	"	"	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所				

覽
榮

本籍		現住所		出生地		年月日		事		項		序名	
四四	九	一	一	一	一	昭和三年一一月四日生	年月日	根岸重治	姓	氏名	旧氏名	ねぎしげはる	本籍
						昭和三四年月日	出生の年月日						
四二	四二	一〇	一一	四	一〇	東京高等検察院幹事に併任する	事件	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	最高裁判所
						法制審議会幹事に併任する	事項	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	司法試験第一回試験合格
四一	四一	一一	一二	四	一一	沖縄へ出張を命ずる	年	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	司法試験第二回試験合格
							月	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	司法修習生を命ずる
四〇	四〇	一一	一二	三	一一	内閣法制局参事官（法務省刑事局付）に併任する	日	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	司法修習生の修習終了
							事	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	静岡地方検察庁検事に配置換する
三九	三九	一一	一二	二	一一	東京地方検察庁検事に配置換する	年	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	東京地方検察庁検事に配置換する
							月	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	アメリカ合衆国へ出張を命ずる
三八	三八	一一	一二	一	一一	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	日	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	五年八月二十六日までとする
							事	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	出張期間は昭和三十四年八月二十七日から昭和三十一年八月二十六日までとする
三七	三七	一一	一二	一	一一	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	年	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	第八回国際研修（アジア極東犯罪防止研修所）
							月	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
三四	三四	一一	一二	一	一一	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	日	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	内閣法制局参事官（第二部）に併任する
							事	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	内閣法制局参事官（第二部）に併任する
三四	三四	一一	一二	一	一一	内閣法制局参事官（第二部）に併任する	年	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	内閣法制局参事官（第二部）に併任する
							月	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	内閣法制局参事官（第二部）に併任する
三四	三四	一一	一二	一	一一	内閣法制局参事官（第二部）に併任する	日	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	内閣法制局参事官（第二部）に併任する
							事	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	内閣法制局参事官（第二部）に併任する

根岸重治

年	月	日	事	項	序	名	法務省
五六	三	一八	最高検察院検事に配置換する				
五七	八	一二	法制審議会刑事法部会委員に併任する				
一〇	九	一四	法務大臣官房長に充てる				
一一	一〇	一五	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条 による合同委員会日本政府代表代理を命ずる				
一二	一一	一六	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定 第一十条による合同会議日本政府代表代理を命ずる 最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する				
一二	一二	一七	法制審議会幹事に併任する				
		六	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する				

根岸重治

履歴書用紙										内閣	内閣
年	月	日	事	項	法務省	内閣	内閣				
昭和五十九	一二	五	司法修習生考試委員会委員を委嘱する		"	"	"	法務省	内閣		
	"	"	法制審議会幹事の併任を解除する		"	"	"	最高裁判所	内閣		
	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を任命する		"	"	"	最高裁判所	内閣		
六〇	一	一八	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員に任命する		"	"	"	最高裁判所	内閣		
	"	"	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条 による合同委員会日本政府代表代理を免ずる		"	"	"	最高裁判所	内閣		
	"	"	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定 第二十条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる		"	"	"	最高裁判所	内閣		
	五	"	最高検察庁刑事部長を命ずる		"	"	"	最高裁判所	内閣		
六三	二	三	最高検察庁総務部長を免ずる		"	"	"	最高裁判所	内閣		

根 岸 重 治

年	月	日	事	項	府	名	法務省	最高裁判所
昭和六二	五	一五	る					
昭和六二	五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
六一	五	一五	併任の期間は昭和六十一年十月十九日までとする					
六一	五	一五	矯正保護審議会委員に併任する					
六一	五	一五	法制審議会刑法部会委員に併任する					
六一	五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
六三	三	二四	併任の期間は昭和六十二年十一月三十一日までとする					
"	"	"	矯正保護審議会委員に併任する					
"	"	"	法制審議会刑法部会委員に併任する					
"	"	"	次長検事に任命する					
"	"	"	一級に叙する					
"	"	"	最高検察庁刑事部長事務取扱を命ずる					
"	"	"	検察官特別考試審査会委員に併任する					
"	"	"	副検事選考審査会委員に併任する					
"	"	"	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する					
"	"	"	法制審議会委員に併任する					
法務省	最高裁判所	"	法務省	"	内閣	"	法務省	最高裁判所

根雖重治

退官願

内閣總理大臣
海部俊樹殿
檢事總長

本籍

まえ だ ひろし
前 田 宏
大正 15 年 10 月 17 日生

昭和 24. 3 東大法卒
4 司法修習生
26. 4 任検事
45. 2 法務省刑事局刑事課長
47. 5 法務省刑事局総務課長
48. 3 法務大臣官房人事課長
50. 8 甲府地検検事正
52. 4 最高検検事
9 法務大臣官房長
54. 8 法務省刑事局長
58. 12 法務事務次官
60. 12 東京高検検事長
63. 3 檢事総長
平成 2. 5 辞職予定